

後期高齢者医療保険料 突然の督促状! えッ、何で? 年金天引きでしょ?

白石区の国保・介護・後期高齢者110番へたまたま立ち寄ったBさん(白石区在住81歳男性)の事例です。

所得にかかる保険料が半分になった人は、天引きでなくなりました

Bさんは自分の保険料が年金から引かれているはずなのに、なぜ未納の督促が来たのか分からず、耳が遠くて電話での問合せもできないため、区役所まで歩いてきました。110番の助けでBさんは解決しましたが、カラクリは以下の通り。

- ①政府の特別措置の一環で、年金額が153万円超～211万円の方は所得にかかる保険料が半分になりました(5割軽減)。
- ②年金からの天引き額の変更ができなかったため、これらの人は10月からの天引きが中止になりました。
- ③区役所から7月頃に保険料の変更通知と、保険料の納付書が送られましたが、わからなかった人がたくさんいました。
- ④納付書での納付は9月～09年3月までに分かれていて、9月分の納付期限は9/30までだったため、10/15まで未納の人に区役所から一斉に督促状が送られました。
- ⑤事情が分からなかったBさんのような人は年金から引かれていると思っていたので、督促が来てビックリ!ということです。

どうしたらいいの?

- ①家に納付書があればそれで払う。
- ②納付書が見当たらない場合は、区役所へ言えば再発行してくれる。
- ③11/14までに口座振替の手続きをしたら、1月分から保険料の引き去りができる(この場合、次年度からの保険料も口座振替になる)。

役所からいっぱい通
知が届いてもよく分
からん。変わったと
言われても、こんな
こと知らんかった。



こんなことに注意しよう!

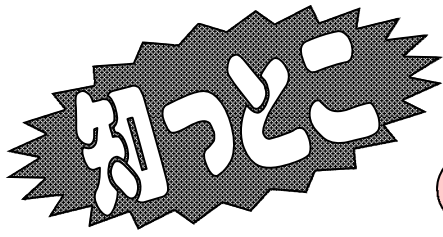
2面にもあります

●保険料軽減で年金天引きが中止になった方が、全道で252,758人います。

この中には①保険料が7割軽減だったので10月から払わなくて良くなった人、②上のBさんのように所得割保険料5割軽減の人、がいます。年金が153万円超～211万円というのは、人数が多い層ですので、Bさんのような人には知らせてあげましょう。

●障がい者の方—65歳～74歳で後期高齢者に移行している人が、全道で37,000人います(北海道後期高齢者の約6%)。

制度がよく分からないで、普通徴収の人が年金天引きになっていると思い、未納になっていた例もあるそうです。



後期高齢者医療 国民健康保険 保険料と天引きの知識・注意

後期高齢者(75歳以上の人)

1.国保から後期高齢者に移行した人で4・6・8月の年金から保険料が天引きされた人(または納付書で納める人)の内、均等割(定額部分)が7割軽減の方→年額保険料が12,900円の方は、10月から天引きはありません。

⇒年額保険料が8.5割に軽減され、前期で納付必要分(6,300円)を払ってしまったからです。

◆健康保険の家族だった人は10/15以降の天引きは2,100円-1回分は700円。

所得にかかる保険料は今年度は0円で、均等割(定額部分)保険料43,143円の4月から半年分は免除になっており、なお残り半年分が9割軽減となったためです。43,143÷2×0.1(10円以下切捨て)

◎要チェック⇒2,100円になっていない人は今年3月まで健康保険家族と登録されていない可能性がありますので、証明できるものを持って区役所の担当へいきましょ。

◆保険料を口座振替にできます

①世帯主として過去2年間国保料を滞納なく納めていた方-自分の口座から引き取りできます。本人の年金額に上限はありません。

②年金収入180万円未満の方は、世帯主や配偶者の口座から振替ができます。

※②の場合は世帯主などの税金申告で、社会保険料控除として扱うことも可能になります。

◎要チェック⇒区役所へ手続きはいつでもできます。今からですと2月の年金天引きが変更できます。

◆障害年金・遺族年金の人は所得の申告をしないと、高い保険料になります

障害年金・遺族年金は非課税で所得にならず、税金面での申告はいらないのですが、保険料は別です。所得申告をしないと、「所得不明」として、均等割(定額部分の保険料)が丸ごと請求されます。

国保で1回申請して軽減されていた人でも、後期高齢者医療制度では再度所得申請が必要です。07年秋や年度末などに対象となる人へ通知が送られましたが、意味が分からず申請していない人もいます。知らないで高い保険料を払っている人がいるかもしれません。

◎要チェック⇒区役所で「簡易申告書」を出すと本来の所得になり、保険料を安くできます。障害年金・遺族年金を主に生活している人は、所得が0円かそれに近いので、大抵の人は所得割保険料なし・均等割保険料が7割軽減になるはずです。

国民健康保険の場合

◆天引き対象は全員が65~74歳の世帯です。世帯主や同世帯の人が後期高齢者や64歳以下などの場合は天引き対象世帯になりません。札幌では国保世帯の3.8%、10,886世帯ですので、それほど多い世帯数ではありません。

◆支払い可能な保険料で分納をしている人など、天引きされると生活が大変になる世帯は、納付書での納付にできる場合がありますので、ぜひご相談ください。

天引きにならない例と、天引きをやめる例(札幌の場合)

◎滞納がなく口座振替を継続し、今後も確実な納付が見込める人

◎75歳になるまで2年未満で、今後も確実な納付が見込める人

◎今年度75歳になる人で、今回天引きしない方が保険料の納付に便利な人

【その他】

●年度途中に64歳以下の人が国保世帯に加わった場合は、翌年4月から普通徴収-天引き中止です。

●災害その他特別な事情がある場合も普通徴収にできます。

●減免に該当する場合~減免申請が認められた場合天引きを中止し、普通徴収にできます(ただし天引き中止がすぐにできないことがあるので、減免認定後に天引きされた場合は、還付されます)

●(札幌の場合)滞納がある人でも今年度分は天引き、前年度分は納付書での納付。ただし、2年以内に滞納分の完納が見込める場合は、本人の希望で滞納分から払うことで普通徴収にできます。